

年次有給休暇の付与ルール等の見直しについて

見直しのポイント

- 年次有給休暇（以下「年休」）制度については、令和3年4月1日より常勤教職員の付与日数等を非常勤職員の基準にあわせる（採用後6か月経過後に10日の年休が付与される）旨の就業規則改正を既に行っている。
- 他方、改正労働基準法による年休の時季指定付与義務（年間5日）への対応として、附属病院看護部に勤務する看護職員について、年休付与を年度単位（4月1日～3月31日）で統一する旨の特例措置を既に講じている。
- これらの経緯等を踏まえ、令和3年4月1日以降、常勤と非常勤（新規採用者と在職者）とにかかわらず、全教職員の年休を年度単位（4月1日～3月31日）で齊一的に付与することとする。
- その際、新規採用者については、6か月の継続勤務要件を廃し、採用日から所定の日数を付与する。また、在職者については、令和3年4月1日に調整付与を行う。
- この見直しにより、「時季指定義務を計画的に履行できる環境整備」および「全教職員適用の統一ルール（子の看護休暇・介護休暇を含む）によるシンプルな運用」が可能となる。

見直しの内容

（1）令和3年4月1日以降の新規採用者について

労基法による6か月間継続勤務者への付与義務を前提に、以下のような付与ルールとする。

① 4月～9月採用者：

週当たりの所定労働日数が5日の教職員に対して、採用時に一律10日の年休を前渡し付与した上で、翌年度の4月に新たに11日付与する。週当たりの所定労働日数が4日以下の教職員については、比例付与を行う（以下同じ）。

② 10月～3月採用者：

採用月に応じた日数の年休を前渡し付与し、翌年度の4月に新たに11日付与する。

○採用年度の付与日数

週の所定労働日数	採用月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	9日	7日	6日	4日	3日	1日
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
3日	5日	5日	5日	5日	5日	5日	4日	3日	3日	2日	1日	0日
2日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	2日	1日	1日	0日	0日
1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日	0日

○翌年度以降の付与日数

週の所定労働日数	継続勤務期間					
	1年以下	1年超2年以下	2年超3年以下	3年超4年以下	4年超5年以下	5年超
5日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

見直しの内容

(2) 令和3年3月31日以前から在職している常勤教職員について

以下のように、改正前の規定による令和4年1月1日付与分を令和3年4月1日に“前渡し”することとする。



(3) 令和3年3月31日以前から在職している非常勤職員について

非常勤職員の現行ルール下においては、労基法どおりに年休が付与されているため、採用月によって年休付与月も異なる（各人の6か月継続勤務後に付与されている）。

暦年（1月～12月）単位で付与されている非常勤職員を例にとると、以下のように、改正前の規定による令和4年1月1日付与分を令和3年4月1日に“前渡し”することとする（常勤教職員に準じた方法）。



関連する見直し

常勤教職員の子の看護休暇・介護休暇について

常勤教職員の子の看護休暇及び介護休暇の取得期間である「1年につき5日以内」については、暦年単位として現在の年休の付与単位と揃えている。年休の付与を年度単位に見直すことと併せて、子の看護休暇および介護休暇についても年度単位に統一することとする。